

平成20年度 第2回

大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：平成21年1月30日（金）

午前10時30分～午前11時45分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

大阪府職員会館「多目的ホール」

議 題

【審 議 案 件】

第1号議案 大阪府土地利用基本計画の変更について

【報 告 案 件】

大阪府国土利用計画(第四次)策定の基本的考え方について (経過報告)

平成20年度 第2回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考	
1	学識経験の者 あ る	井川 勝巳	大阪府農業会議会長	出		
2		古川 光和	大阪府森林組合名誉会長	出		
3		河内 幸枝	大阪商工会議所女性会参与	出		
4		前迫 ゆり	大阪産業大学教授	出		
5		多々納 裕一	京都大学教授	欠		
6		井野瀬 久美恵	甲南大学教授	出		
7		上野谷 加代子	同志社大学教授	欠		
8		綿貫 伸一郎	大阪府立大学教授	出		
9		小林 潔司	京都大学教授	出		会長
10		岡田 文夫	社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出		
11		新田 保次	大阪大学教授	出		会議録署名委員
12		音田 昌子	ジャーナリスト	出		
13		山田 保夫	社団法人大阪労働者福祉協議会会長	欠		
14	府 議 会 議 員	東 徹	大阪府議会議員（自民）	欠	会議録署名委員	
15		松本 利明	大阪府議会議員（自民）	出		
16		上島 一彦	大阪府議会議員（自民）	出		
17		半田 實	大阪府議会議員（民主）	出		
18		中川 隆弘	大阪府議会議員（民主）	出		
19		八重樫 善幸	大阪府議会議員（公明）	出		
20		谷川 孝	大阪府議会議員（公明）	出		
21		くち原 亮	大阪府議会議員（共産）	出		
22	市町村長を 代表する者	倉田 薫	大阪府市長会会長	欠		
23	市町村長を 代表する者	中 和 博	大阪府町村長会会長	欠		
24	大阪市長	平松 邦夫	大阪市長	欠		

※ 委員24名中 17名出席

平成20年度 第2回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	福田 保	※	臨時幹事:都市整備部技監 井上 章
2	総合計画課長	石橋 洋一	出	
3	総合計画課参事(土地利用計画・地価調整担当)	長井 順一	出	
4	住宅まちづくり部理事	沢田 吉和	欠	
5	住宅まちづくり部居住企画課長	横小路 敏弘	出	
6	住宅まちづくり部市街地整備課長	高村 正則	出	
7	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長	岩田 純一	出	
8	政策企画部企画室課長(事業調整担当)	岡田 茂伸	欠	
9	環境農林水産部みどり・都市環境室森林課長	西山 潤二	出	
10	環境農林水産部農政室整備課長	北宅 久友	出	

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

目 次

1 開会.....	1
2 署名委員の指名.....	2
3 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」説明.....	2
4 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」質疑.....	10
5 報告案件「大阪府国土利用計画(第四次)策定の 基本的考え方について(経過報告)」.....	20

1 開会

午前10時30分開会

【司会】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成20年度第2回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。

私、本日の司会を務めます総合計画課の和久と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をごらんください。

資料は10点ございます。まず1つ目は配付資料一覧及び委員配席表。両面印刷となっております。2つ目が大阪府国土利用計画審議会条例及び規則。続きまして、3つ目に次第及び委員・幹事名簿。これも両面印刷となっております。4つ目としまして、右上に資料1としていますが、議案書。5つ目が資料2、大阪府土地利用計画の変更について、説明資料。6つ目は資料3、大阪府国土利用計画（第四次）策定の基本的考え方について（経過報告）。7つ目として、資料4、土地の利用に係る現状（資料集）。これはA4横の資料となっております。8つ目が参考資料といたしまして、参考資料1、大阪府土地利用基本計画書。これは現計画のものでございます。9つ目といたしまして、参考資料2、大阪府土地利用基本計画の変更について、補足説明資料。10個目といたしまして、参考資料3、林地開発許可案件一覧表。

以上でございます。漏れている資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、本日は現委員数24名の方々のうち17名の委員の出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いたします。

それでは、小林会長に議事進行をお願いしたいと存じます。小林会長、よろしくお願いたします。

2 署名委員の指名

【会長】(小林潔司君) 本審議会の会長を務めております小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しいところをご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、議事に先立ちまして、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきたいと思っております。会議録の署名委員は、審議会規則第5条第2項の規定により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、まことに僭越ではございますが、私のほうから次のお2人の方をお願いしたいと思っております。まず、学識経験者の委員からは新田委員に、また、府議会議員の委員からは中川委員をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」説明

それでは、ただいまから議事に入ります。

このたび、第1号議案、大阪府土地利用基本計画の変更について、本審議会に意見を求める旨の諮問がございました。議案の内容について、幹事に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【幹事】(長井順一君) 総合計画課参事の長井でございます。よろしくお願いいたします。

本日ご審議いただきます議案は、お手元の議事次第にもございますように、第1号議案といたしまして、大阪府土地利用基本計画の変更についてでございます。お手元に、議案書のほかに大阪府土地利用基本計画の変更について、説明資料をお配りしております。

議案の説明に入ります前に、大阪府土地利用基本計画についてご説明いたします。

大阪府域の土地は、府民のための限りある資源であり、総合的な見地から判断して、それぞれの区域にふさわしい土地利用を図る必要がございます。この

ため、土地利用基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、及び自然環境保全法といった各個別規制法による土地利用に関する諸計画の調整を図るものとして、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものとして定めるものでございます。参考資料1といたしまして、大阪府土地利用基本計画書をおつけしておりますので、あわせてご覧ください。

本計画の内容でございますが、府域を都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域に区分するとともに、これらの地域が重複する場合の土地利用の調整に関する方針等を示しております。

初めに、5地域の指定の考え方について簡単にご説明いたします。

まず、都市地域とは、一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全する必要がある地域でございます。具体的には、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域でございます。府内におきましては、岬町の一部を除き、43市町村において4都市計画区域が指定されております。

次に、農業地域とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域でございます。具体的には、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域でございます。府内におきましては、14市6町1村において農業振興地域が指定されております。

次に、森林地域とは、森林として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する災害防止、水源涵養等の諸機能の維持増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、森林法第2条に規定する国有林の区域または同法第5条に規定する地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域でございます。府内におきましては、3市1町1村において国有林が、24市7町1村において地域森林計画の対象となる民有林の区域が指定されております。

次に、自然公園地域とは、すぐれた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、自然公園法第2条に規定する国立公園、国定公園、都道府県立自然公園として指定されることが相当な地域でございます。府内におきましては、明治の森箕面国定公園、金剛生駒紀

泉国定公園、及び大阪府立北摂自然公園の3カ所が指定されております。

最後に、自然保全地域でございますが、これは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域でございます。具体的には、自然環境保全法による自然環境保全地域、または、都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域でございます。府内におきましては、大阪府自然環境保全条例に基づき、高槻市の本山寺地域ほか、4地域を指定しております。

現在のそれぞれの指定状況は、都市地域がおおむね18万9,600ヘクタールであるほか、それぞれ画面表示のとおりとなっております。また、府域のほぼ全域を占める都市地域に、農業地域・森林地域など他の地域が重なって指定されている状況です。

次に、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域が重複する場合の土地利用に関する調整指導方針につきまして、簡単にご説明いたします。参考資料1の大阪府土地利用基本計画書18ページ以降に示しておりますので、あわせてご覧ください。

2地域が重複している場合のうち、今回の案件に係るものについてご説明いたします。

土地利用基本計画書18ページの中ほどに記載しております(2)の③でございます。市街化調整区域である都市地域と、保安林区域以外の森林地域とが重複する場合。この場合につきましては、計画的な都市化が担保される場合等に限って、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用を図りながら都市的な利用も認める。

同じく、19ページの中ほどに記載しております(5)の②でございます。農用地区域である農業地域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合でございます。この場合は、原則として農地としての利用を優先するが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用も認める。

最後に、(5)の③でございますが、農用地区域以外の農業地域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合でございます。この場合は、森林としての利用を優先するが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用も認めるということでございます。

本審議会におきましては、「5地域区分が重複する場合の調整指導方針」などに照らし、変更が適切かどうかといった観点からご審議いただくとともに、都市的、農業的、森林的な土地利用など、大阪府全体の土地利用を総合的な観点から見て、今後の土地利用に係る方向性などにつきましてご審議いただきたいと考えております。

なお、開発許可等の直接の土地利用の規制に関する措置につきましては、都市計画法、森林法等の個別規制法に委ねられております。

それでは、第1号議案、大阪府土地利用基本計画の変更の内容をご説明いたします。

本日もご審議いただきます案件は、岬町の都市地域の拡大、堺市の農業地域の縮小、及び能勢町ほか8市14地区の森林地域の縮小に係る計画図の変更でございます。説明資料の2ページから4ページが変更箇所の概要となっており、整理番号の1から11までございます。なお、お手元に、参考資料2といたしまして、各審議案件の所在地、事業主体、用途、開発等完了確認日を記述した資料をお配りしております。

まず、都市地域の拡大に係る地区につきましてご説明いたします。

議案書の4ページ、説明資料の6ページの整理番号1でございます。本案件は、岬町深日地区におきまして、都市地域を拡大しようとするものです。

岬町の深日漁港におきましては、沿岸漁業の振興に向けた係留施設や荷さばき用地等の漁業施設の整備とともに、府民に開かれたふれあいスペースの整備を図るために、大阪府が公有水面の埋め立てを実施しているところでございます。土地利用基本計画において、海域は対象とならないことから、現在、当該区域について、5地域区分の指定はございません。

本案件は、このたび埋立事業が概成したことから、5地域の指定の考え方に基づき、現行の都市地域と一体の都市として総合的に開発・整備・保全する必要がある地域として、当該地域5ヘクタールを、都市地域にしようとするものでございます

次に、農業地域の縮小に係る地区につきましてご説明いたします。

議案書の5ページ、説明資料の7ページの整理番号2でございますが、本案件は、堺市陶器北地区における農業地域の縮小でございます。

堺市中部の府道泉大津美原線南側に位置する陶器北地区におきまして、このたび、土地区画整理事業の実施及び市街化区域への編入の見通しが明らかになり、総合的な農業の振興を図る必要がなくなることから、5地域の指定の考え方にに基づき、農業地域を4ヘクタール縮小するものでございます。

なお、当該区域に係る他法令に基づく手続として、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域の縮小及び都市計画法に基づく市街化区域への編入が今後行われる予定となっております。

次に、森林地域の縮小についてご説明いたします。

まず、森林地域において開発行為を行う場合の流れについて、ご説明をいたします。

森林地域において開発行為を行う場合は、まず、個別規制法である森林法に基づく林地開発許可を受ける必要がございます。森林法の許可に当たりましては、森林法第10条の2の規定により、災害の防止機能、水害防止機能、水源涵養機能、環境保全機能といった技術的要件を審査した上で、支障がない場合は許可しなければならないこととなっております。こうした許可の後、開発行為を完了しますと事業者から工事完了届が提出され、これを受けて、計画どおりに工事が完了しているかどうか確認を行うという流れになっております。

森林法の森林区域につきましては、技術的要件に基づく工事が適切に行われているかどうか確認するまでは解除せず、工事完了確認後に、大阪府森林審議会での審議を経た上で、森林法の森林区域を変更することとしております。

土地利用基本計画との関係でございますが、土地利用基本計画の森林地域と、この森林法の森林区域は、乖離しないよう運用することになっており、土地利用基本計画の変更につきましては、工事完了確認後、森林法の手続に先立って行うものでございます。

また、適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地利用基本計画書の「調整指導方針」等を定めております。

なお、今回の変更予定箇所のうち、整理番号3-1、3-2、3-3、4-1、9、10及び11番につきましては、平成19年以前、既に開発行為が完了していたにもかかわらず完了届が提出されなかったものなどであり、今回、完了を確認したものでございます。

このような状況を踏まえ、現在、開発許可の情報を整理し、事業者に完了届の提出を求めるなど、適切な手続を徹底しているところでございます。

それでは、森林地域の縮小にかかる個別案件につきましてご説明いたします。

議案書の6ページ、説明資料の8ページの整理番号3-1でございますが、府道吉野下田尻線沿いに位置する能勢町の倉垣地区におきまして、民間事業者による工場用地としての造成が行われたものです。平成5年5月の工事完了後、完了確認手続が行われていませんでしたが、平成20年7月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がない区域が確定したため、森林地域を3ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の6ページ、説明資料の9ページの整理番号3-2でございますが、府道茨木能勢線沿いに位置する能勢町の柏原地区におきまして、能勢町によるスポーツ公園施設用地の造成が行われたものでございます。平成5年5月の工事完了後、完了確認手続が行われていませんでしたが、平成20年7月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を3ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の6ページ、説明資料の9ページの整理番号3-3でございますが、府道茨木能勢線沿いに位置する能勢町の柏原地区におきまして、民間事業者による幼稚園の施設用地の造成が行われたものです。平成7年3月の工事完了後、完了確認手続が行われていませんでしたが、平成20年7月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を2ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の7ページ、説明資料の10ページの整理番号4-1でございますが、枚方市の穂谷地区におきまして、民間事業者による墓地の造成が行われたものです。平成18年8月の工事完了後、完了確認手続が行われていませんでしたが、平成19年5月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を3ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の7ページ、説明資料の11ページの整理番号4-2でございますが、JR片町線長尾駅の周辺に位置する枚方市の長尾播磨谷地区におきまして、民間事業者による耕地整理が行われたものです。平成19年11月の工事完了後、同年11月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がない

と判断したため、森林地域を2ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の8ページ、説明資料の12ページの整理番号5でございますが、南阪奈道路沿いに位置する羽曳野市の尺度地区におきまして、民間事業者による物流センター施設用地の造成及び農地の造成が行われたものです。平成20年2月の工事完了後、同月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を2ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の9ページ、説明資料の13ページの整理番号6でございますが、国道170号の北側に位置する堺市の別所地区におきまして、民間事業者によるゴルフ場の増設の造成が行われたものです。平成20年2月の工事完了後、同年3月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を28ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の10ページ、説明資料の14ページの整理番号7-1でございますが、国道480号の東側に位置する和泉市の仏並地区におきまして、独立行政法人緑資源機構による農地の造成が行われたものです。平成20年3月の工事完了後、同月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を12ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の10ページ、説明資料の15ページの整理番号7-2でございますが、国道480号の東側に位置する和泉市の坪井地区におきまして、独立行政法人緑資源機構による農地の造成が行われたものでございます。平成20年9月の工事完了後、同年12月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を17ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の9ページ、説明資料の16ページの整理番号7-3でございますが、国道170号の南側に位置する和泉市の善正地区におきまして、独立行政法人緑資源機構による農地の造成が行われたものでございます。平成20年3月の工事完了後、同月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を9ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の11ページ、説明資料の17ページの整理番号8でございますが、府道岸和田港塔原線東側に位置する岸和田市の大沢地区におきまして、独立行

政法人緑資源機構による農業用の道路用地造成が行われたものでございます。平成20年3月の工事完了後、同月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を3ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の11ページ、説明資料の18ページの整理番号9でございますが、阪和自動車道貝塚インターチェンジ南側に位置する貝塚市の馬場地区におきまして、大阪府による農地の造成を行ったものでございます。平成11年3月の工事完了後、完了確認手続が行われていませんでしたが、平成20年9月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を5ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の12ページ、説明資料の19ページの整理番号10でございますが、阪和自動車道泉佐野ジャンクション西側に位置する泉佐野市の上之郷地区におきまして、大阪府による農業用のかんがい用水とするための貯水池の造成を行ったものでございます。平成7年3月の工事完了後、完了確認手続が行われていませんでしたが、平成20年9月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を8ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の12ページ、説明資料の20ページの整理番号11でございますが、阪和自動車道東側に位置する泉南市の幡代地区におきまして、泉南市による農業公園としての用地造成が行われたものでございます。平成18年6月に一旦完了確認手続を行いました。手直しがあったため、最終的に、平成20年3月に工事の完了を確認し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断したため、森林地域を21ヘクタール縮小するものでございます。

なお、ご説明いたしました変更案件につきましては、説明資料の21ページのとおり、関係各市町とも調整済でございます。

これらの変更によりまして、説明資料の1ページの総括表のとおり、都市地域は18万9,597ヘクタールから5ヘクタール増加し18万9,602ヘクタールに、農業地域は3万2,553ヘクタールから4ヘクタール減少し3万2,549ヘクタールに、森林地域は5万6,410ヘクタールから118ヘクタール減少し5万6,292ヘクタールとなります。

このように、大阪府における農業、森林地域につきましては縮小傾向にありますが、一方で、農地や森林の保全に関する取り組みも行われております。ここで少しお時間をいただきまして、こういった取り組みについて参考までにご説明いたします。

まず、農地につきましては、平成20年4月に施行いたしました「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づく農空間保全地域制度により、優良農地の保全に取り組むこととしており、その中で、市民農園等として活用するなど遊休農地の解消にも努めていくこととしております。

また、森林につきましては、森林法をはじめ、他の法令である自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、府立自然公園条例、府自然環境保全条例等に基づく各種の規制制度の厳格な運用により、開発の規制に努めております。

それらとあわせ、府民との協働・連携の場である「森づくり委員会」の設置や、企業参加による森づくりを推進するアドプトフォレスト制度の導入により、貴重な環境資源である森林を有効に活用し、その多面的機能を発揮させながら、適切に保全整備・管理を行っております。

最後に、今回の審議事項ではございませんが、来年度以降の森林地域の変更に関連するものとして、お手元に、参考資料3といたしまして、林地開発許可一覧表をお配りしております。その位置を画面で示しております。これは、森林法に基づき、林地開発許可などを受けて行われている開発行為で、縮小する森林面積が5ヘクタール以上で、今後おおむね3カ年のうちに完了し、森林地域から除外が見込まれる地域の一覧表でございます。

その地区といたしましては、茨木市桑原地区、茨木市福井地区、箕面市小野原西地区、堺市南区別所・美木多上地区、熊取町久保地区、阪南市箱作地区の計6地区で、住宅用地、道路用地等のための造成によるものでございます。

説明は以上でございます。

4 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」質疑

【会長】（小林潔司君） ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。半田委員。

【半田委員】 半田です。今回の承認を求められている事項と、もともとある計画エリアとの違いがあります。計画エリアとなっているが工事は進んでいるのか、それとも、今回でき上がったところだけの承認を求められているのか。計画地域全体はどのようになっているのか。進行状況によっては、今回の中で計画地域全体の進行がとまったり、計画見直しがされたりということがあるのか。説明をしていただけますか。

【会長】（小林潔司君） ご質問でございますので、事務局の説明をお願いいたします。特に森林のほうの。

【幹事】（長井順一君） 前に出ておりますのが、左が森林法、右が国土利用計画法のフローでございます。国土利用計画法に基づきます今回諮問をいたしております土地利用基本計画、この区域の変更が今回の諮問している内容でございます。

この土地利用基本計画の計画図、いわゆる森林地域でございますけれども、この森林地域と、森林法に基づきます森林地域、これにつきましては乖離なく運用するという必要がございます。その関係がございまして、手続的には、森林法の許可がございまして、工事が終わりました、工事完了確認があった区域が森林として利用保全する区域でなくなったというところでございますので、今回はこの完了確認が出てきた区域につきまして、土地利用基本計画の変更案を作成いたしまして、まず、国土利用計画審議会、本審議会に区域の縮小についてお諮りをしておるということでございます。

【会長】（小林潔司君） よろしいですか。

【半田委員】 それはわかりますが。工事中で工事を完了していない計画地の中で、まだ工事が進んでいる。その中の一部工事が完了したところだけを今回承認を求めているんですか。

【幹事】（長井順一君） 例えば、和泉の森林地域でございますけれども、この青の事業区域、これが農用地総合整備事業として開発した区域でございます。その中に、このオレンジで示しております森林でなくなる区域があるということございまして、今回は、この工事全体、青の工事が終わりました、その中

にありますこのオレンジの森林区域が森林として利用保全する必要がなくなったということで、このオレンジの区域だけを縮小するということでございます。工事を実施してありましたこの青い区域のところにつきましても、工事は終わっております。

【半田委員】 ということは、青い事業区域の中の、森林の関係で今回承認が必要なのは黄色のところだけで、それ以外は別に森林地域の減少ではないということですか。

【幹事】（長井順一君） はい、そうです。もともと森林地域ではございませんので、森林地域の減少はないということでございます。

【半田委員】 それならそれで、意味はわかったんですけども、ここまで計画ができ上がってから承認を求めてきているわけです。そしたら、今、でき上がっているけども、森林の縮小をし過ぎたから問題がある、だめだということをごここで決められる権限があるんですか。

【会長】（小林潔司君） ご説明をお願いします。

【幹事】（長井順一君） 先ほどのフロー図でございます。森林法の手続、それから国土利用計画法の手続ということございまして、森林法の手続きとして、工事完了確認が行われております。この時点で森林がなくなりまして、保全、それから利用する森林がなくなっておるという状況でございまして、森林区域はその役割を終えたと考えております。私どもの土地利用基本計画につきましては、乖離なく運用するということでございますので、森林の実態がなくなったというこの完了確認をもちまして、区域の変更ということにつきましてご意見をお聞きしておるということでございます。

委員のご質問でございます、この時点で区域縮小ができないということになりますと、現況では森林がございませんので、森林法の手続といいますか、規制がかかったままという形になります。本審議会にお諮りをいたしまして、土地利用基本計画を変更してから、その後で、個別法でございますこの地域森林計画の森林区域が変更できるということでございますので、現況等考慮いただきまして、森林区域の変更についてお認めいただきたいと思っております。

【半田委員】 そしたら、特に緑の農地用の土地なんですけども、つくろうとしたときの計画から年数がかなりたっています。今ほんとうにそれが当初目

的どおりの価値を持っているのか、ほんとうに必要なのかどうか、そういう視点で見直したときに、休耕地がたくさんある中で、森林の中にそういう農地をつくる必要があるのか。必要がなくなったので元の森林に戻しなさいというようなことを決めようと思ったら、ここで決められるんですか。

【幹事】（長井順一君） 今のご質問でございますけれども、現況がやはり森林地域でないということでございますので、現況の森林法の区域がもう既に森林として利用・保全する必要がないということになっておりますので、乖離なき運用をするということからすれば、この両地域というのは一体として運用すべきと考えておりますので、森林区域については縮小する必要があると考えております。

【半田委員】 それだったら、この審議会では森林法の適用の地域がなくなりましたという報告をするだけですが、ここで認めない限りまだ森林として残っているわけでしょ。ただ、実態は、森林の適用のできるエリアではなくなっている。ですから、工事完了者が事後承認をしてください。実態を見て、もう森林でなくなっているから森林の適用を外してください。しかし現在は森林のままの状態にあるわけです。これは不必要な開発をした森林は元に戻すべきだということを決められるんですか。

【幹事】（長井順一君） 本審議会は、土地利用の適正な利用を図ることを目的としておりまして、この土地利用基本計画の適正な運用というのもって、各5地域区分の土地利用の規制を、個別法を通じて行っているものでございますので、森林に戻すといったような権限はないものと思っております。

【半田委員】 なぜ森林を縮小するような計画をしてきたのか、それがほんとうに必要なのかどうかというチェックはここではできないわけですね。それでは、その工事が何で必要だったのか、それがほんとうに農地として拡大する必要があるのかどうか、そういうのが全然私はわからずに、結果だけ、工事が終わりましたから承認してくださいということになるわけでしょ。森林を本来もっと国土利用計画の中で守るべきだという事前のチェックはここではできない。そしたら、この審議会は何の役目をするわけですか。

【幹事】（長井順一君） まず、森林法の手続というのは個別法に基づきまして行っておるということでございますので、本審議会は、個別の開発行為に対し

て適否の判断をしていただくものではございませんで、都市的、農業的、森林的利用などの大阪府全体の土地利用を総合的な観点から見ていただきまして、今後の土地利用の方向性につきまして、委員の皆様から幅広い見識からのご意見をいただきたいということでございます。

【半田委員】 この審議会では計画に全然口出しできないように言っていますが、こういう二重チェックがかかっているということは、それぞれでチェックをする機能を付与している。それぞれが権限を持たないと、チェックする機能がないわけです。ですから、工事完了までのことは森林法でやっているかもわからない。ただ、それを審議会でもチェックする二重チェックがかかっていると私は思っているんです。

ですから、森林法ですっと進んできているから、もうそれについては一切済んでいる。こういう状況説明を聞いてもらうだけだ。今この工事はおかしいんじゃないかと言っても、もう工事は済んでいますと言ったら終わりでしょ。そういうチェック機能の果たし方になっているのはおかしいのではないですか。

【会長】（小林潔司君） では、お願いいたします。

【幹事】（石橋洋一君） 総合計画課長でございます。

先ほどの半田先生の質問でございますけれども、手続については、例えば、この森林法と国土利用計画法でいいますと、流れ的には先ほど来申し上げているとおりでございます。

国土利用計画法というのは、今回は土地利用基本計画でございますけれども、この後ご説明いたしますが、1つは、大阪府としてのこれからの土地利用の方向性はどうかというような大きな方向性を示すような議論をして、第三次の計画がまとまっております。

土地利用の規制とか誘導とかいったものについては、都市地域ですと都市計画法に基づいて、例えば、市街化を促進するところでは市街化区域、都市地域にあっても抑制していくところは調整区域といったようなことで、あるいは、市街化区域の中は用途地域ということはどういう土地利用をするか、建築をどう規制するかといったことを、国土利用計画の枠組みからいきますと、個別の法律が定めるということになっております。

個別の法律に基づく農業地域とか都市地域とかいうものを重ね合わせて、相

対的にどういうふうにいるいろいろ重なり合うところの調整をしていくかというのが、先ほど言いましたような土地利用の調整指導方針で、この地域の規制が強い場合はこっちを優先するといったようなこと、あるいは、両方が歩み寄って調整してやっていこうというように、個別法の性格から見てそういった方針を定めることにしております。

ですから、法律の制度上、この国土利用計画審議会において、先行した工事を、全体の調整、国土利用計画のほうからチェックして事業を中止したらどうかといったような権限までは持っておりません。最初にこの個別の規制法がかかっておりましたら、例えば開発が進んでもその規制が残りますので、先ほど申し上げた全体の国土利用計画の方向等も見ながら、今回審議していただく案件が、最終的に規制を解除して新しい地域として決めるのが全体的に妥当かどうかといったことを審議していただく場でございます。それとあわせて申し上げますと、こういった土地利用の変更をしていくということについては、関係する市町村とも調整をして、行政としてこういったことを認めていくことについて、我々としてそれなりのチェックもして、先生方にこの場でもってご了承を得るという流れでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

【会長】（小林潔司君） 従前からこの国土利用計画法と個別法の関係に関してはいろんな議論をずっと続けて、現行の制度の中で議論をしようと思うと、今のこういう手続のやり方でしか致し方ないというのも事実なのですが、それでは何のための国土利用計画法なのかということですから、後ほどの議題にもございますが、この土地利用の計画あるいはそれを取りまとめる議論を踏まえて、いろんな関係団体あるいは市町村との事前の協議を通じて、個別法との調整をやっていくという運用方法に現行ではなっているということなんです。

この審議会でも今までいろんな議論がずっと繰り返されてきました。これはもうぜひとも、国政レベルでもこの問題をきちっと整理していただきたいと私も申し上げているんですけども、半田先生の言われたとおり、いろんな問題を抱えているということは事実だろうと思うのですが、井野瀬先生、それに関係したお話を。

【井野瀬委員】 今、半田さんがおっしゃったことを私も不思議に思っておりますので、説明の時点で質問させていただきました。森林法というものが

適用された場合、あとは技術的な問題でしかなく、我々がここで下す判断について求められていることも、既に森林でなくなったところを「森林でない」と判断することだけなのです。つまり、整合性を与えるために、森林でなくなったところに「森林でないという用途を適用する」のが、ここでの我々の仕事になるそうです。半田委員が何度もご質問されましたように、その判断にはどこかジレンマのようなものがつきまとい、それはおそらく、ここにいらっしゃる委員の多くが共有している感覚だと思います。

それと関連して申し上げたいのは、先ほど、「この委員会本来の議論とは少し外れるけれども」と言葉を補って、府のほうからも大体の取り組み案といえますか、農空間の保全であるとか、厳格な運用をしているといったことがあげられておりましたように、おそらく今後求められるのは、失われた、あるいは失われゆく森の代替をつくるということではなくて、森を森としてどう生かすかということに新しい知恵を働かせていくことだと思います。

皆さんもこの参考資料の2や3を見ると、ぎょっとしますよね。森がどんどん、どんどん切り崩されていっている――。それに対する疑念については、私も共有しておりますし、皆さんもそうでしょう。緑が失われることに対する目線が大きく変わった今、成熟社会の中の市民目線を意識すれば、緑の喪失は大きな問題です。

ですから、後にご説明があると思いますが、委員長を中心として構成されている第四次計画の中でも、崩された森に何をどう代替させるかという問題の立て方ではなく、森を森として生かし続けるということに対して、皆さんから広く知恵を求めるという方向を考えるというご教示を得たものとして、先の意見交換を承っておきたいと思います。

以上です。

【会長】（小林潔司君） そのほか、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【くち原委員】 共産党のくち原と申します。

先ほどの議論にもあったように、事業が完了してしまった、形態が変わってしまったものに対して意見や態度を申し上げるのは、大変むなしい思いを毎回しているんですけども、今後のこともありますので、あえて今回提案、説明

いただいた議案に対しても意見、態度を申し上げたいと思います。

まず、整理番号1番の岬町での変更です。これは岬町で5ヘクタール都市地域を拡大し、漁港として利用を図るという変更でありますけれども、この変更は、先ほど説明いただいた資料の中でも参考資料としてありましたが、大阪府が実施主体となって行われた事業、1997年11月から着工された「ふれあい漁港整備事業」によるものですが、その内容は、約65億円を投じて漁港整備と同時にミニ水族館やシーフードレストラン、多目的広場などの施設を建設、整備するというものであります。

この事業については、平成18年度の包括外部監査結果報告でいろいろと指摘をされています。その内容を幾つか紹介したいと思うんですけれども、そこでは、ふれあい関連施設であるミニ水族館や水産資料館、シーフードレストランになどについて、次のように指摘をされています。

ふれあい整備事業は、ふれあい関連施設との関係で十分な計画の上になされたものであったかという内容の中で、各関連施設の計画はほとんどのものが具体的に検討されていない現状であると。今後、実現できずに終了する計画もあり得るだけでなく、実現しても将来的なコストがかかるものもある。にもかかわらず、これらの施設の実現を前提として埋立面積を決定し、埋め立てだけは終了している工事のあり方そのものが問題であると、このように指摘をされています。

さらには、現地調査によりその広さに驚いたが、埋立面積は全体で5万590平方メートルに及び、うち、関連施設用地としては3千平方メートルを超え、多目的広場と緑地の面積は2万平方メートルを超える。防災上の位置づけを加えたとしても、このような広大な埋め立てを必要としたのか。多大な費用をかけてこのような広大な埋立地を確保する必要があったのか、疑問であると。

このようにして、十分な計画なしに埋め立てのみを先行させたと言わざるを得ない。ふれあい整備事業は十分な計画の上になされたものではないと評価せざるを得ないと、このように平成18年度の包括外部監査結果報告では指摘をされているものであります。

このような計画に基づく用地変更というものは、私どもとしては容認できないという思いを持っています。

ほかにも、整理番号6の堺市における変更。これも、森林地域28ヘクタールを縮小すると。ゴルフ場が造成されて転用となったものでありますが、大阪府が許可したものであります。先ほどの森林法の説明の中でも、災害防止や水害防止といった点で問題がなければ許可しなければならないと定められておりますのでやむを得ないんですけれども、やはりその点では森林法そのものにも問題があるのだらうと思うのですが、こういった転用も、本来安易に行うべきではないと指摘をしていきたいと思っています。

ですから、こうした変更内容が含まれておりますので、私どもとしては今回の議案については反対をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

【会長】（小林潔司君） 今のはご意見じゃなしに、ご異議だと承ってよろしいですか。

【くち原委員】 はい。

【会長】（小林潔司君） それに関しては何かございますか。よろしいですか。

そのほか、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

【前迫委員】 この審議委員会での今のご説明に対して全く異議はなく、適正に処理がなされていると思っております。

ただ、ちょっとしたことなのですが、ひっかかるのがやっぱり、変更を必要とする理由の中で、最後に「森林としての利用・保全を図る必要がないため」というところでみんな終わっております。森林の保全を図る必要がないためにゴルフ場になったり、ないために農地になったりということで、何になろうと全部森林の保全の必要がないためこうなったみたいな印象となります。別に悪気はないんだらう、行政上の文言にすぎないんだらうと思うんですけれども、森林法の適用から外れて違う土地利用区分になったというただそれだけの理由ではあるのですが、ここで終わられると本来の意味とは異なる印象となります。やっぱり必要があったんだと、ほんとうは森林としての利用・保全をしてほしかったんだけど、次の利用形態へと確かに移行したことを確認したということでございますので、意図としてはわかるのですが、この辺、ちょっとした工夫ができないだらうかと思っております。森林法の適用から、つまり、森林として

の利用・保全という今までの枠組みの中から、他用途の転用によって現況は森林でなくなったということで、ここで森林域から外れることを承認いただけますかみたいなことだと思うので、変更を必要とする理由、事実関係は同じなんですけれども、「森林としての利用・保全を図る必要がないため」なのですが、ほんとうは森林の利用・保全はしてほしかったというか、森林として維持したほうがいいところもある。ただ、農地にすることによって、先ほど井野瀬委員からもあったように、そこに人の動きがあることによってもっと活性化する、大阪府自体の土地利用としてよくなることもあるわけです。

ですから、ゴルフ場になることがよくなるのか、あるいはマイナスになるのかということは、それぞれ議論が多々あるところではありますけれども、森林利用というところからほかの用途に転用された。そのことによって、新しくまた大阪府が活性化する方向に動くんだと私たちは信じて、ああ、わかりましたというところでございますので、この辺の変更を必要とする理由も、行政の文言であるのかとは思いますが、もう少し説得力のある変更理由の書き方というのを、もし工夫できるのであれば、お願いしたいと思います。

以上です。

【会長】（小林潔司君） ご意見を承ったということでよろしゅうございますね。表現方法等に関しましては、今後、事務局のほうでご検討いただきたいと思っております。

それ以外、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） よろしいですか。

それでは、本議案につきましては、先ほど反対意見がございますので、採決ということにさせていただきたいと思っております。

本議案に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

【会長】（小林潔司君） ありがとうございます。

挙手多数であります。

したがいまして、本議案につきましては原案どおり答申することといたします。

本日ご審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続を進めさせます。

5 報告案件「大阪府国土利用計画(第四次)策定の基本的考え方について(経過報告)」

引き続きまして、事務局から報告がございます。

昨年9月の本審議会におきまして、大阪府国土利用計画第四次策定の基本的考え方について部会を設置し、検討していくこととされ、これまで2回の部会を開催いたしました。その審議の状況及び検討内容を、事務局から報告させます。

【幹事】(長井順一君) それでは、大阪府国土利用計画第四次策定の基本的考え方につきまして、経過報告をさせていただきます。資料といたしまして、お手元に基本的考え方の経過報告と、土地利用に係る現状(資料集)をお配りしております。

第四次計画策定の基本的考え方につきましては、昨年9月に本審議会に諮問を行い、現在、本審議会の部会におきましてご検討いただいているところでございます。基本的考え方につきましては、土地利用の基本理念、将来像、基本課題、基本方針、及び土地利用区分ごとの基本方向について定めることとしており、昨年開催いたしました2回の部会におきまして、土地利用の基本理念等についてご議論をいただいております。

部会での審議内容につきましては、資料3の25ページに「部会審議結果」としてまとめておりますが、環境、社会、経済の観点からの持続可能な発展を図っていくことが重要。生物多様性の保全など、自然と人間活動との共生が重要。アジアとの人・物の交流促進など、急速なグローバル化への対応が重要。安全・安心として、防災・減災両面からの自然災害への対応、食や防災面からの対応が重要。府民等多様な主体との連携・協働が重要といったご意見がございました。

こうしたご意見を踏まえ、基本的考え方について整理をしております。

それでは、これまで検討を進めてまいりました土地利用の基本理念、土地利用の将来像、土地利用の基本課題の3つの点につきまして、順次ご説明いたします。

まず、1点目の土地利用の基本理念につきまして、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と持続可能な発展を図るとともに、大阪の土地利用に係る特性を踏まえ、多面的な価値を活かした土地利用、大阪の特性・魅力を活かした土地利用、人と自然が共生する土地利用といった基本理念としております。

第1の多面的な価値を活かした土地利用について、府域は依然として人口密度が高く、稠密な状態であることから、土地の有効・高度利用や整序・集約の促進による「ゆとり・うるおい」空間の創出や、景観や環境・防災機能といった公益的な利用を評価し、緑地空間や防災空間の創出を図ることとしております。

第2の大阪の特性・魅力を活かした土地利用について、大阪府は関西の中心、さらには、東アジア等、海外との交流の門戸として広域交通ネットワークの形成が進展し、また、独自の文化、歴史的資源や産業ストック等を有しており、これら立地の優位性、都市ストック等を活かした土地利用を図ることや、東アジア等の物流・人的な交流の促進など、活力ある都市、地域づくりにつながる土地利用を図ることとしております。

第3の人と自然が共生する土地利用について、自然環境と人間活動が調和した地域づくりを進めるなど、人と自然が共生する持続可能な土地利用を図ることや、山～まち～海のつながりの再構築など、生物多様性の保全にも資する土地利用を図ることとしております。

また、これら基本理念を踏まえた土地利用を図ることにより、府民一人ひとりが豊かさを実感し、愛着を持って暮らし続けることができるよう、府民・NPO・企業等の多様な主体と行政とが目指すべき将来像を共有し、連携・協働して地域づくりを進めていくことが重要であるとしております。

続きまして、2点目の土地利用の将来像につきまして、先ほどの基本理念を踏まえ、府民等と行政とが共有する目指すべき土地利用の将来像を、今回の第四次計画において新たに示したものであり、豊かで美しい大阪の創出、活力あ

る大阪の実現、安全・安心な大阪の実現としております。

第1の豊かで美しい大阪の創出について、農空間・里山等の保全や、道路や建築物の緑化などを進めることにより、山から海に至るみどりの回廊のある都市環境の創出を目指すこと。また、CO₂などの排出抑制やエネルギー効率の高い社会システムを構築するなど、環境負荷の少ない循環型の社会の形成を目指すこととしております。

第2の活力ある大阪の実現について、特色ある産業の振興や研究開発等の集積の促進、及び広域交通ネットワークの形成を進めることにより、国内外から多様な企業や人が集まる産業都市の実現を目指すこと。また、都市ストックの質的向上・充足及び地域間や各都市との円滑な移動、交流を促す、集約・連携型都市構造の強化を進めることにより、活力ある大阪の実現を目指すこととしております。

第3の安全・安心な大阪の実現について、府民のライフスタイルに対応し、多様で質の高い住まい方が選択できるよう、安全・安心で良質な住生活環境の形成を目指すこと。また、災害リスクの減少や、迅速な復旧・復興など、災害に強い都市・地域の構築を目指すこととしております。

続きまして、3点目の土地利用の基本課題につきまして、土地の有効利用や質的向上の観点から、良好な環境・景観の形成、土地の有効利用の促進、産業の活性化への対応、安全・安心の確保、多様なライフスタイルへの対応としております。

第1に、良好な環境・景観の形成についてですが、地球温暖化対策など、環境保全機能や防災機能などを踏まえた農地・森林の保全と活用を図っていくこと。生物の多様性が確保された水とみどりのネットワークを図っていくこと。また、低炭素社会の実現に向け、都市機能の集約等を通じ、歩いて暮らせる良好な都市環境の形成を図っていくことが必要であるとしております。

第2に、土地の有効利用の促進についてですが、防災、ゆとり空間といったオープンスペースとしての利用など、低・未利用地等の有効利用を図っていくこと。また、都市基盤施設の効率的な整備、適切な維持管理、更新など、都市ストックの有効活用を図っていくことが必要であるとしております。

第3に、産業の活性化への対応についてですが、交通ネットワーク機能の強

化や物流拠点の形成など、グローバル化への対応を図っていくこと。また、バイオ、新エネルギー産業の育成・企業誘致の促進など、産業立地ニーズへの対応を図っていくことが必要であるとしております。

第4に、安全・安心の確保についてですが、地震や津波、台風などの災害に強い安全な都市・地域づくりを進めていくなど、自然災害への対応を図っていくこと。また、食の安全や防犯といった観点から、良質な土壌環境の確保、空き地など治安面での不安の解消など、土地利用面からの安全・安心の確保を図っていくことが必要であるとしております。

第5に、多様なライフスタイルの対応についてですが、便利さへの要求とともに、心の豊かさや身近な自然とのふれあいに対する志向が高まっており、こうした都市型や郊外型居住のニーズなど、多様な暮らしへの対応を図っていくこと。また、知識や経験豊富な高齢者や、環境等への意識が高い企業等が増えつつある中で、ボランティアなどの活動環境の充実を図っていくことが必要であるとしております。

以上、簡単ではございますが、2回の部会でまとめてまいりました土地利用の基本理念、将来像、基本課題についての概要でございます。

なお、土地利用の基本方針、及び農地・森林など土地利用区分ごとの基本方向につきましては、今後、部会においてご検討いただき、平成21年度上半期を目途に、基本的考え方の答申をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

【会長】（小林潔司君） 以上の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） ご意見等、ございませんようですので、進めてまいりたいと思います。今後、部会におきまして、基本的考え方について、さらに議論を深めてまいりたいと考えております。

なお、大阪府国土利用計画第四次策定の基本的考え方につきましては、来年度上半期の審議会までに取りまとめる予定でございますので、部会の委員の皆様には引き続きご苦勞をおかけすると思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして平成20年度第2回大阪府国土利用計画審議会

を閉会とさせていただきます。委員の皆様方には議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

午前11時45分閉会